

届出伝染病等病原体所持届出書

〇〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

申請者

氏名 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇
住所 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の19第1項本文の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

届出伝染病等病原体の種類	① ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス（別名 水疱性口内炎ウイルス） ② エイブラウイルス・ニューカッスルディーズウイルス（別名 ニューカッスル病ウイルス）
所持開始の年月日	〇〇年〇月〇日
事業所の名称	〇〇株式会社△△研究所
事業所の所在地	東京都千代田区霞が関△-△
事務上の連絡先	名称 〇〇株式会社△△研究所 所在地 東京都千代田区霞が関△-△ 事務担当者の氏名及び所属署名 氏名：△△ △△ 所属部署：総務課総務係 電話番号及びFAX番号 電話：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：03-△△△△-△△△△ メールアドレス nousui@nousui.co.jp
事務処理欄	

- 注意 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この届出書には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の28第1項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。
3 事務処理欄には、記入しないこと。

記載方法

- 事業所毎に作成します。(例えば、大学であって、同一敷地内に医学部、農学部があり、病原体等の管理体制がそれぞれ異なる場合は、それぞれにおいて届出が必要になりますので、事業所の名称欄に学部名まで記載するなど区別できるようにしてください。)
- 初回の届出後、新たな種類の届出伝染病等病原体を追加所持した場合には、「届出伝染病等病原体所持届出変更届出書（様式第47号）」により届け出てください。
- 同一の種類の病原体（株違いなど。）を新たに所持する場合、手続きは不要です。

1. 届出年月日

届出する日を記載してください。郵送又はメール提出等の場合は、投函日又は送信日を記載してください。

2. 届出者氏名

所持するものが個人の場合はその氏名を、法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。署名、押印は不要です。

3. 届出者住所

所持する者が個人の場合はその住所を、法人の場合はその住所を記載してください。

4. 届出伝染病等病原体の種類

所持した届出伝染病等病原体の種類を記載してください。和名（法令上の記載名）又は別名（法令上の別名）のいずれかで記載してください。複数種の所持について届出する場合であって、記載欄に記載しきれない場合は、記載欄に「別紙記載」と記載し、別紙を添付し、紙の場合は申請書とホチキス留め、電子ファイルの場合はPDFにてファイル結合してください。

5. 所持開始の年月日

所持を開始した日（分離同定した場合は同定した日）を記載してください。複数種の所持について記載している場合は、それぞれの所持日が分かるよう記載してください。

6. 事業所の名称

届出伝染病等病原体を所持した事業所の名称を正確に記載してください。

7. 事業所の所在地

届出伝染病等病原体を所持した事業所の所在地を正確に記載してください。

8. 事務上の連絡先

事業所に所属する本規制の内容及び届出内容について把握している者の連絡先を記載してください。災害等発生時の緊急時の連絡先としても使用します。メールアドレスについては、複数登録や変更頻度が引く代表アドレスの登録が望ましいです。

添付書類

1. 添付書類の一覧表

添付書類の見出し、目次となる一覧表を作成してください。

2. 法人の登記事項証明書

企業、大学、財団法人、社団法人、独立行政法人等の法人においては、現在の登記事項証明書を添付してください。写しで構いません。原本の郵送は不要です。

なお、法人の登記事項証明書に主に、事業所の記載がなく、登記事項証明書では法人代表者と事業所の関係が確認できない場合は、事業所が法人に属する事業所であることの法人の代表者の証明又は客観的に判断できる資料を添付してください。

3. 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

届出伝染病等病原体取扱施設を中心に据え、所在を誇張表示し、事業所の周辺の状況（立地状況）が確認できる見取図を指します。建築図又は地図のいずれでも構いません。

4. 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入口、管理区域、農林水産大臣が定める標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

原則、建築図を基に必要事項を追記した平面図を指します。病原体等の取扱いに係る室とは、実験室、製造施設、検査室、滅菌等設備のある室、保管施設を指します。明解となるよう次の事項に注意して作成してください。

- (1) スケール又は縮尺を記載してください。
- (2) 施設基準の適合性を示すため、安全キャビネット、滅菌設備（オートクレーブ等）、保管庫、動物飼育設備及び流し台の設置場所を記載してください。
- (3) 複数の届出伝染病等病原体を複数の保管庫で保管する場合は、各保管庫で保管する届出伝染病等病原体の種類が分かるように記載してください。
- (4) 実験室等に流し台が設置されている場合は、汚染されたおそれのある汚水等を直接流すことがないこと、又は流し台からの排水等はタンク等で貯留した後に滅菌等の処理をすること等を記載してください。
- (5) 管理区域に設定した各室については、実験室、排水施設など、その用途が分かる形で記載してください。
- (6) 管理区域が分かりにくい場合は色分けをしてください。

5. 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、病原体等を取り扱う主要部分の縮尺を付けた立面図

届出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分の室等が立体的に眺めてどこにあるか把握することを目的としています。原則、建築図である立面図（建築物の各外壁面を外から垂直に眺めた図面です。）を指します。2方向からの立面図（例：東側の立面図に対して北側又は南側の立面図）でも構いません。

主要部分が4. の平面図にすべて記載されている場合は、省略可能です。

6. その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第46条の20で準用する届

出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類

記載例を参考に、届出伝染病等病原体取扱施設の基準（施行規則第56条の32）に適合していることを証明した書類を作成してください。なお、届け出る実験室等が複数ある場合は、それぞれの実験室等ごとに提出してください（記載例は次ページ）。

6. 基準適合書類の記載例

※該当する箇所に○を記載してください。また、下線部は適宜編集してください。

届出伝染病等病原体取扱施設が法第46条の20で準用する届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類

実験室等の種類 実験室・検査室・製造施設

実験室等名 〇〇棟×階△△室

取り扱う病原体の種類 〇〇ウイルス

使用する動物 〇〇

1	管理区域の設定	有	無
2	① 保管庫の位置	有	無
	i) 実験室等の内部に設置	有	無
	ii) 実験室等の外部（管理区域内）に設置（出入り口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設に設置）（保管施設名： <u>〇〇室</u> ）	有	無
	② 保管庫の鍵等の閉鎖設備又は器具	有	無
3-イ	実験室等内部（壁、床、天井等）の表面が消毒の容易な構造	有	無
3-ロ	① 実験室等内部に安全キャビネットを備えていること（安全キャビネットのクラス： <u>ⅡB</u> ）	有	無
	② 次のいずれかに該当	適	否
	i) 製造施設であって、病原体の拡散防止措置を講じている	適	否
	ii) 病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない	適	否
	iii) 安全キャビネットに収容できない大きさの動物使用	適	否
3-ハ	① 実験室等内に足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けていること	有	無
	② 同等以上の効果の措置を講じていること（措置の内容： <u>実験室等内では手袋を装着し、退室時にはずす</u> ）	有	無
3-ニ	実験室等への鍵その他の閉鎖のための設備又は器具	有	無
	動物に対する病原体の使用の有無	有	無
4-イ	飼育設備は実験室等内に設けていること	適	否

- 4-10 ① 飼育設備はアイソレーター内に設けていること 適 ・ 否
- ② 実験室等内の排気設備 有 ・ 無
- (i) 排気設備は、空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れる構造 有 ・ 無
- (ii) 排気設備は、実験室等からの排気が、1以上のへパフィルターを通じてなされる構造 有 ・ 無
- (iii) 排気設備の稼働状況を確認するための装置の設置 (設置装置：差圧計) 有 ・ 無
- 5 滅菌等設備の取扱施設内への設置 有 ・ 無
- 6 取扱施設の機能維持に係る年1回以上の定期点検 有 ・ 無

○その他参考となる事項

- ・ 実験室等内で着用する専用の衣服及び着脱場所
実験室等の出入口付近に設けた区域にて専用の白衣を着脱する。
- ・ 実験室等内で着用する履き物及び着脱場所
実験室等の出入口付近に設けた区域にて専用のスリッパに履き替える。
- ・ 実験室等内で着用する防護具及び着脱場所
実験室等の出入口付近に設けた区域にて帽子、マスク、使い捨て手袋を着脱する。

(記載時の注意事項)

記載内容の補足資料(保管庫の写真(鍵等が確認できるもの)、実験室等内部(壁床、天井等)の写真、安全キャビネットの写真、手洗い設備の写真、実験室等の入口の写真(鍵、農林水産大臣が定める標識が確認できるもの)、安全キャビネット、滅菌等設備等の定期点検の実施が確認できる書類(SOP、点検報告書等の写)を添付すること。